

青森県報

第二千九百五十六号

平成二十年
七月九日

(水曜日)

目 次

告 示

平成二十年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領	(財政課)	一
クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定	(保健衛生課)	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(高齢福祉課)	三
家畜伝染病の発生	(畜産課)	三
ふ化業者の登録	(同)	四
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	四
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
除雪車両の交換に係る一般競争入札	(経理課)	五
建設業者の許可の取消し	(中南部地域 民 局)	六

告 示

青森県告示第五百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成二十年七月一日専決処分した平成二十年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領は、次のとおりである。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

平成20年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）

平成20年度青森県一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707,902,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地 方 交 付 税	219,716,000	102,364	219,818,364
	1 地 方 交 付 税	219,716,000	102,364	219,818,364
	歳 入 合 計	707,800,000	102,364	707,902,364
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
6	農 林 水 産 費	70,770,924	102,364	70,873,288
	1 農 業 費	19,034,349	2,140	19,036,489
	2 りんご振興費	1,186,371	100,224	1,286,595
	歳 出 合 計	707,800,000	102,364	707,902,364

青森県告示第五百二十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 開催日時及び場所

1 研修

日 時	場 所
平成二十年八月三十一日(日) 午後一時から午後五時まで	五所川原市字一ツ谷五〇三の五 五所川原地域職業訓練センター
平成二十年九月二十一日(日) 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成二十年十一月十六日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオ青森

2 講習

日 時	場 所
平成二十年八月三十一日(日) 午後一時から午後五時まで	五所川原市字一ツ谷五〇三の五 五所川原地域職業訓練センター
平成二十年九月二十一日(日) 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成二十年十一月十六日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオ青森

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の二一

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第五百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指 定 日
社会福祉法人 峰寿会	五所川原市金木 町朝日山三三三 の八	うぐいすの森居 宅介護支援セン ター	北津軽郡中泊町 大字中里字亀山 四四九の一	平成 二〇・六・二
有限会社赤帽 あおもり運送	青森市大字細越 一字栄山三〇四の 一	居宅介護支援セ ンターほそこえ	青森市大字細越 一字栄山三〇二の 一	二〇・六・七

青森県告示第五百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑患畜の別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成 二〇・六・二六

青森県告示第五百二十九号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同法第四条の規定により公示する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	ふ化業者の氏名	住 所	ふ化場の名称及び所在地
平成20 三第一号	平成 二〇・六・二六	プライフーズ株式会社 代表取締役社長 執行役員 白崎 憲二	八戸市卸センタ ー一丁目一 の八	プライフーズ株式 会社第一フロイ アカンパニー青森 卵場 三戸郡南部町大 字法師岡字仁右 工門山三の一
				プライフーズ株式 会社第一フロイ アカンパニー岩手 卵場 岩手県九戸郡洋 野町大野第一四 地割字新田五

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、駒木沢地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年七月十日から同年八月七日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、長前二期地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年七月十日から同年八月七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、新岡地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年七月十日から同年八月七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 ローター除雪車（二・六メートル） 一台

2 除雪ドーザ（十六トン） 二台

二 納入期限

平成二十一年一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十年八月七日までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入開札の日時及び場所

- 1 日時
平成二十年八月二十一日（時間は、入札説明書による。）
- 2 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 東棟一階経理課入札室
- 八 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
- 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。
- 十 落札者の決定方法
交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十一 契約の締結
落札決定の日から七日以内
- 十二 入札条件
青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。
- 十三 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 十四 その他
 - 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - 3 契約書作成の要否 要
 - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One(1)Rotary Snow Plows
(Blade Length 2.6 meters class)

Two(2)Tractors With Snow Plow in the 16ton class

2 Time limit for tender:

21August, 2008(please refer to a bid manual in time)

3 Contact point for the notice:

Management Section
Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社トノコ

- 二 代表者の氏名 外崎 進
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字東城北一丁目四の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五一七五号
- 五 取消年月日 平成二十年六月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年六月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭